

秋田県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第二十二号

秋田県財務規則の一部を改正する規則

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号（）中「市町村立小中学校」を「市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校」に、「及び警察本部に係る旅費」を「並びに警察本部に係る旅費」に改める。

第六条第三項中「ともに」の下に「不在の場合にあつては副危機管理監が、部長、危機管理監及び副危機管理監がいずれも」を加える。

第百十七条第二号中「（市町村の組合を含む。）」を削り、「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

別表第一農林水産部の項中「販売戦略室長」を「各室長」に改め、同表産業労働部の項中「輸送機産業振興室長」を「各室長」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。